

旅券申請は書面で申請する「窓口申請」と、スマートフォン等でマイナポータルを利用して申請する「電子申請」があります。

この「旅券(パスポート)申請のご案内」は、「窓口申請」専用のご案内となります。

「電子申請」を希望する場合は、愛知県旅券センターWebページをご確認ください。

愛知県旅券センターWebページ



以下の①～⑨の中から、ご自身にあてはまる申請の種類を選び、右欄に掲げる書類（○印等の付いた書類）をお持ちください。

- 愛知県内の窓口で申請できる方は、日本国籍を有し、原則として愛知県内に住民登録をしている方です。（愛知県内に住民登録がない方は7ページ参照）
- 旅券番号は、新たな旅券が交付されるたびに変わります。新しい旅券番号はお受け取りまで確認できません。
- 前回、旅券申請したにもかかわらず、旅券を受け取らなかった方は、その旨を窓口にて必ずお申し出ください。（7ページ参照）
- 「電子申請」した後に「窓口申請」へ切り替えを希望する場合は、あらかじめ「電子申請」を取り下げていただく必要があります。電子申請画面で選択した「受取窓口」までご相談ください。

### 旅券申請に必要な書類

一般旅券発給申請書（1通）	戸籍謄本（全部事項証明書）（1通）	パスポート用の写真	本人確認のための書類	最後に発給を受けた旅券	紛失一般旅券等届出書（1通）	その他の書類	住民票
2～3ページ参照							

① 初めて旅券を申請する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/>			
② 最後に取得した旅券の有効期間が切れた	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/>	※1		
③ 有効旅券の記載事項（本籍地の都道府県名、姓名、性別、生年月日）に変更がある	<input type="radio"/> ※2	<input type="radio"/>	1枚		<input type="radio"/> ※3		
④ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった	<input type="radio"/>	※4	1枚		<input type="radio"/> ※3		
⑤ 有効旅券の査証欄の余白が見開き3ページ以下になった	<input type="radio"/> ※2	※4	1枚		<input type="radio"/> ※3		
⑥ 有効旅券が損傷している	<input type="radio"/>	※5	1枚	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※3		
⑦ 有効旅券の紛失又は焼失により新たに旅券を申請する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2枚	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> ※6	
⑧ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> ※7
⑨ 上記①～⑧に該当しない	事前に県の窓口へお問い合わせください。						

愛知県内に住民登録をしている方は原則不

※8

※1 有効期間が切れた旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、穴あけ処理をしてお返しします。

※2 7ページ「有効旅券の記載事項に変更がある方又は査証欄の余白が少なくなった方の申請」参照

※3 申請時に有効旅券の内容を確認後、一度お返しします。新しい旅券受取時に再度お持ちいただき穴あけ処理をしてお返しします。

※4 原則省略できますが、親権者等、身分事項に変更がある方は、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要です。

なお、戸籍謄本（全部事項証明書）の提出が不要の方も、一般旅券発給申請書には本籍を戸籍とのおりに番地まで記入する必要があります。申請の際は、事前に本籍（番地まで）を確認してください。マンション名は記入しないでください。

※5 旅券としての体裁を留めないほどの損傷や、写真、記載事項が読み取れない場合は戸籍謄本（全部事項証明書）が必要です。

※6 7ページ「有効旅券の紛失又は焼失」参照

※7 帰国のための渡航書

※8 次のいずれかにあてはまる方は、住民票（申請日前6か月以内に発行され、「個人番号（マイナンバー）」の記載がないもの）を1通お持ちください。

- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方
- 住民登録を異動又は登録内容に変更があった日から数日以内に申請をする方（システムで確認できないことがあるため）
- 愛知県内に居住しているが、住民登録地は他の都道府県にある方（7ページ「居所申請」参照）

# 申請に必要な書類

## ■ 一般旅券発給申請書（令和5年3月改正版以降）

- ◎10年旅券用・5年旅券用の2種類があります（18歳未満の方は5年旅券用のみとなります）。
- ◎折り曲げたり汚したりしないでください。
- ◎一般旅券発給申請書は、愛知県旅券センター、西三河及び豊田加茂各旅券コーナー並びに県内市町村窓口にあります。

## ■ 戸籍謄本（全部事項証明書）

- ◎必ず原本で、申請日前6か月以内に発行されたものをお持ちください（戸籍抄本（個人事項証明書）及びコピー不可）。
- ◎複数枚のものは、そのまま全てお持ちください。
- ◎同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）1通で全員の申請をすることができます。

## ■ パスポート用の写真

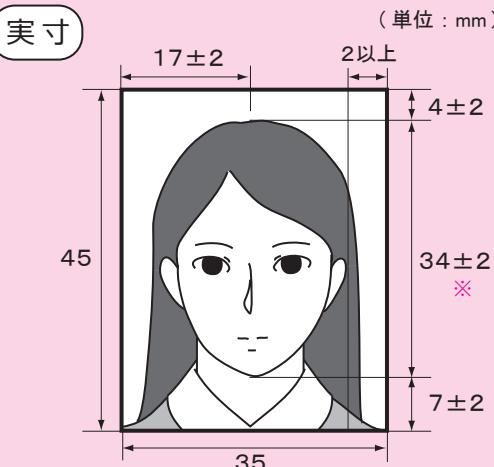
- 写真の裁断、貼り付けは旅券窓口で行います。写真は申請書に貼らずにお持ちください。
- 汚れ等で差し替えをお願いするがありますので、予備もお持ちください。

◎旅券は海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は本人確認を行う上で非常に重要なものです。必ず下記の規格「適切な写真例」に合ったものをご用意ください。規格に合わない場合は、申請をお受けすることができません。

- ◎写真の規格は国際規格で定められており、写真はそのまま旅券に転写されますので鮮明な画質のものをご用意ください。
- ◎スマートフォン等を利用した撮影や、自宅で印刷した写真は撮り直しをお願いすることが多いためご注意ください。

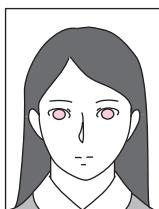
### ○ 適切な写真例

- ふちなしで下図寸法を満たしているもの
- 申請日前6か月以内に撮影されたもの
- 無背景（柄・影なし、グラデーション不可、色は白色を推奨）
- 無帽
- 申請者のみが正面を向き、中央に写ったもの
- 鮮明な画質のもの



### ✗ 不適当な写真例

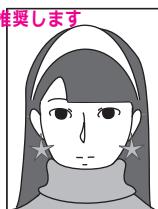
色文字は特に撮り直していただくことが多い例です。



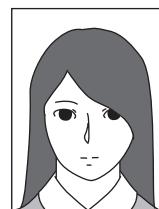
✗ カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着したもの



✗ 眼鏡のフレームや眼鏡に照明が反射し目にかかっているもの



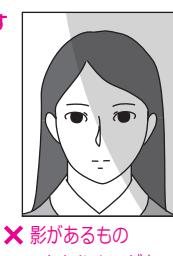
✗ 装飾品、太いフレームの眼鏡、衣服、絆創膏等で顔や頭部の一部が隠れているもの



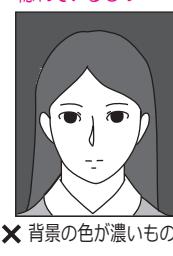
✗ 髪が目にかかっているもの



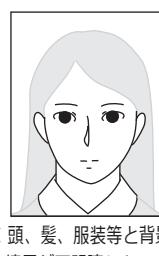
✗ 髪で顔の輪郭が隠れているもの



✗ 影があるものでかりやムラがあるもの



✗ 背景の色が濃いもの



✗ 頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの

✗ 写真用アプリ等を使用して画像の修正や加工処理をしたもの

✗ 目元がはっきりしないもの

（色付きレンズの眼鏡、目の周辺に髪の毛、まつげエクステ等の一部やその影が入っているもの）

✗ 左右が反転しているもの（カメラアプリによっては左右反転することがありますので、ご注意ください。）

✗ ピンぼけや手ぶれ等により不鮮明なもの

✗ 汚れや傷、変色のあるもの

✗ フラッシュ等により、瞳が赤く写ったものや瞳の輪郭が不明瞭なもの

✗ 写真専用紙を使用していないもの

✗ ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）や印刷むら（線）やインクのにじみがあるもの

✗ 平常の表情と著しく異なっているもの（笑って歯が見えている、口角が上がる、目を細めている等）

✗ 顔の位置が片寄っていたり、横を向いているもの

✗ 頭髪のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの

（このような場合は、髪を除いて顔の大きさを確保してください）

✗ 背景に凸凹のあるクロスが写り込んでいるもの

外務省

写真についてのお知らせ



## ■ 本人確認のための書類 (1点又は2点)

- ◎原本で有効期間中のものをお持ちください (コピー不可)。
- ◎本人確認のための書類は、氏名、生年月日、性別、住所等が申請書の内容と一致している必要があります。
- ◎代理提出の場合は、申請者本人と代理人両方の「本人確認書類」が必要です。  
なお、15歳未満の方が、2点必要な書類のうち1点しか提示又は提出できないときは、父母等の法定代理人の方と同時に申請又は法定代理人による代理申請する場合に限り、もう1点は法定代理人の本人確認書類を提示又は提出してください。

1点で確認できる書類 下記からいずれか1点	2点必要な書類 ア欄とイ欄から各1点又はア欄から2点 ※イ欄2点は不可	
	ア	イ
<ul style="list-style-type: none"><li>○日本国旅券 (有効中又は失効後6か月以内のもの)</li><li>○運転免許証</li><li>○マイナンバーカード (通知カードは不可)</li></ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○健康保険資格確認書</li><li>○国民健康保険資格確認書</li><li>○共済組合資格確認書</li><li>○後期高齢者医療資格確認書</li><li>○国民年金手帳(国民年金証書との組合せ不可)</li><li>○基礎年金番号通知書(国民年金手帳との組合せ不可)</li><li>○国民年金、厚生年金、共済年金の証書</li><li>○印鑑登録証明書(申請日前6か月以内に発行されたもの)と登録印</li></ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○学生証(写真付)中学生の生徒手帳は写真なしでも可</li><li>○会社の身分証明書(写真付)</li><li>○公の機関が発行した資格証明書(写真付)</li><li>○住民税の納税証明書又は(非)課税証明書 (申請日前6か月以内に発行されたもの)</li><li>○外国の公の機関が発行した証明書</li></ul> <p>等</p>

## 受取のご案内

### 注意



- 申請とは異なり、旅券の受け取りは年齢に関係なく必ず旅券名義人本人がお越しください。代理人による受け取りはできません。
- 輸送障害等やむを得ない事情で受け取りまでの日数(8ページ参照)が延びる場合があります。  
愛知県旅券センターのWebページで「受け取り予定日のお知らせ」を確認してから受け取りにお越しください。

愛知県旅券センター  
「受け取り予定日のお知らせ」



必要書類	一般旅券受領証	申請時にお渡しします。
	手数料	収入印紙及び愛知県収入証紙で納入してください。(下表参照)
	申請時に窓口に提示した有効旅券	申請時に有効旅券を提示した方は、その旅券がないと新たな旅券の受け取りができません。

窓口申請手数料	申請区分	※年齢は誕生日前に1歳加算	手数料合計	内訳	
				収入印紙	愛知県収入証紙
	10年旅券	申請日に18歳以上(18歳の誕生日前日から)	16,300円	14,000円	2,300円
	5年旅券	申請日に12歳以上(12歳の誕生日前日から)	11,300円	9,000円	2,300円
		申請日に12歳未満(12歳の誕生日前々日まで)	6,300円	4,000円	2,300円
	残存有効期間同一旅券		6,300円	4,000円	2,300円

窓口申請では、  
クレジットカード  
をご利用いただけません。

- ◎旅券は発行日から6か月以内にお受け取りください。6か月を過ぎると旅券は失効し、お渡しできなくなります。  
なお、受け取りをされなかった場合は、次回申請時に上記の手数料に加え、6,000円の手数料が必要となります(7ページ参照)。

○電子申請の場合は400円少ない手数料となります。



# 1 (7) 氏名のローマ字表記

◎日本国旅券のローマ字表記は、原則、ヘボン式です。

・過去に旅券申請をしたことがある方は、**正当な理由がない限りローマ字表記を変更できません。**

・初めて申請する方が、ヘボン式以外の表記を希望する場合は、慎重に判断してください。

◎ヘボン式以外の表記や別名併記を初めて希望する場合は、原則、**代理提出はできません。**

◎ヘボン式以外の表記（「オウ」又は「オオ」音等の長音表記、外国式の表記等）を希望する方は、つづりの使用実績を確認できる書類等が必要となる場合がありますので、**事前に窓口までお問い合わせください。**

◎別名併記（国際結婚による配偶者の姓、ミドルネーム、旧姓等）を希望する方は、戸籍謄本やつづりの使用実績を確認できる書類が必要ですので、**事前に窓口までお問い合わせください。**

◎姓のローマ字表記は戸籍筆頭者の方に合わせていただき、家族で統一してください。事前に戸籍筆頭者の旅券の姓の表記を確認し、**戸籍筆頭者の旅券の表記がヘボン式以外の表記の場合は、その旅券をお持ちください。**

## ヘボン式ローマ字

撥音：B・M・P の前の「ん」は「M」と表記します。 例) なんば NAMBA ほんま HOMMA

促音：「っ」は子音を重ねます。 例) はっとり HATTORI いっせい ISSEI

は誤りやすい

例外として「C」の前では「T」を置きます。 例) ほっち HOTCHI はっちょう HATCHO

のでご注意ください。

長音：のばす発音の「O」、「U」、「H」は記入しません。 例) かとう KATO おおの ONO

あ A	か KA	さ SA	た TA	な NA	は HA	ま MA	や YA	ら RA	わ WA	ん N	が GA	ざ ZA	だ DA	ば BA	ぱ PA
い I	き KI	し SHI	ち CHI	に NI	ひ HI	み MI		り RI			ぎ GI	じ JI	ぢ JI	び BI	ぴ PI
う U	く KU	す SU	つ TSU	ぬ NU	ふ FU	む MU	ゆ YU	る RU			ぐ GU	ず ZU	づ ZU	ぶ BU	ぶ PU
え E	け KE	せ SE	て TE	ね NE	へ HE	め ME		れ RE			げ GE	ぜ ZE	で DE	べ BE	ペ PE
お O	こ KO	そ SO	と TO	の NO	ほ HO	も MO	よ YO	ろ RO	を O		ご GO	ぞ ZO	ど DO	ぼ BO	ぼ PO

きや KYA	しゃ SHA	ちゃ CHA	にや NYA	ひや HYA	みや MYA	りや RYA	ぎや GYA	じや JA	びや BYA	ぴや PYA
きゅ KYU	しゅ SHU	ちゅ CHU	にゅ NYU	ひゅ HYU	みゅ MYU	りゅ RYU	ぎゅ GYU	じゅ JU	びゅ BYU	ぴゅ PYU
きょ KYO	しょ SHO	ちょ CHO	にょ NYO	ひょ HYO	みょ MYO	りょ RYO	ぎょ GYO	じょ JO	びょ BYO	ぴょ PYO

## 申請の注意事項

### ■ 未成年者（申請日現在 18 歳未満）の申請

◎5年旅券のみ申請ができます（申請日が18歳の誕生日の前日から10年旅券の申請もできます）。

◎申請書裏面の「法定代理人署名」欄に**親権者又は後見人の署名が必要**です。

### ■ 申請書類の代理提出

◎申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」に必要事項を記入して、代理提出をお申し出ください。

◎申請者本人が申請する際に必要な書類の他に、**代理人自身の本人確認書類**（3ページ「本人確認のための書類」参照）も**必ず原本**をお持ちください。

※申請者が未成年や成年被後見人の場合は、申請書裏面の「法定代理人署名」が必要です。

◎次の場合は**代理提出ができません**。

・**居所申請**（7ページ「居所申請」参照）

・**有効旅券を紛失、盗難、焼失**（7ページ「有効旅券の紛失又は焼失」参照）

・**有効旅券を損傷**（事前にお問い合わせください）

・**申請書（表面）の刑罰等関係欄に該当する項目がある場合**（必ず事前に県の窓口へお問い合わせください）

・**その他特殊な事情がある場合**（事前に県の窓口へお問い合わせください）

## ■ 居所申請（愛知県内に住民登録がない方の旅券申請）

- ◎愛知県内に居所があり、居所事実を立証できる方や、一時帰国中又は船員の方は、愛知県内の旅券窓口で申請できる場合があります。申請には**居所が確認できる書類**の提示又は提出が必要になるため、事前に県内窓口までお問い合わせください。
- ◎代理提出はできません。
- ◎必ず**住民票**（申請日前6か月以内に発行されたもの）が必要です。ただし、一時帰国の方は不要です。

## ■ 有効旅券の紛失又は焼失

※審査にお時間がかかる場合があります。

- ◎有効中の旅券を紛失・盗難・焼失した場合は、**名義人本人がすみやかに届け出てください。** **代理提出はできません。**

乳幼児で本人が署名できない場合は、法定代理人の方もお越しください。

※紛失の届出後、新規の旅券を申請することができます（紛失の届出と新規旅券の同時申請も可能）。

### 紛失の届出に必要な書類

紛失一般旅券等届出書 1通	申請窓口にあります。未成年の方は届出書に法定代理人の署名が必要です。
写真 1枚	新規申請と同規格（2ページ参照）※同時に新規申請をする場合は、2枚必要になります。
本人確認書類	原本で有効期間中のもの（3ページ参照）
紛失等を立証する書類 (右記の書類のいずれか1点)	a. 盗難又は家の外で紛失した場合 —— <b>警察への盗難（遺失）届出を立証する書類</b> (入手が困難な場合は届出受理番号)  b. 火災・災害で紛失、焼失した場合 —— <b>火災証明書</b> （消防署又は市区町村発行のもの）  c. 海外で紛失した場合 —— <b>帰国証明書</b> （入国管理局発行のもの）  ※家中で紛失した場合は、紛失届を提出する窓口にて「紛失一般旅券等届出書」に詳細を記入
その他	・紛失旅券の記載事項から変更がある場合 — 戸籍謄本（全部事項証明書） ・乳幼児で本人が署名できない場合 — 戸籍謄本（全部事項証明書）及び法定代理人の本人確認書類

- ◎海外で旅券を紛失し、「帰国のための渡航書」で帰国した方は、紛失の届出は不要です（必要書類は1ページ⑧参照）。

## ■ 有効旅券の記載事項に変更がある方 又は 査証欄の余白が少なくなった方の申請

- ◎有効旅券の記載事項（本籍地の都道府県名、姓名、性別等）が変更になった方又は査証欄の余白が少なくなった方は、有効旅券の有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」又は「新規の旅券（10年又は5年）」のどちらかを選択することができます。

	残存有効期間同一旅券	新規の旅券（10年又は5年への切替）
申請書種類	一般旅券発給申請書（残存期間同一用） (この申請書は旅券窓口のみにあります)	一般旅券発給申請書（10年用又は5年用） (この申請書は旅券窓口及び各市区町村役場にあります)
有効期間	新しい旅券の発行日から 現在の旅券の有効期間満了日まで	新しい旅券の発行日から 10年間又は5年間 (現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなります)
手数料 ※	6,300円	10年用 16,300円、 5年用 11,300円 (12歳未満 6,300円)
その他	○所持人自署（サイン）・顔写真・ICチップや機械読取部分の内容、旅券番号は新しくなります。 ○必要書類は1ページを参照してください。なお、 <b>記載事項に変更がある方で最新の戸籍謄本（全部事項証明書）で記載事項の変更内容が確認できない場合は、現在お持ちの有効旅券の記載事項が確認できる戸籍等も必要です。</b>	

※電子申請の場合は上記より400円少ない手数料となります。

## ■ 前回、申請をして受け取らなかった方

- ◎前回の申請時期にかかわらず、申請した旅券を受け取っていない旨を申請窓口にて必ずお申しください。

- ◎令和5年3月27日以降に申請した旅券を受け取らず失効し、失効した日から5年以内に申請する場合は旅券法第20条第2項等により通常より6,000円高い手数料となります。（右表参照）

今回の申請区分		手数料合計	内訳	
			収入印紙	愛知県収入証紙
10年旅券	申請日に18歳以上	22,300円	18,000円	4,300円
5年旅券	申請日に12歳以上	17,300円	13,000円	4,300円
	申請日に12歳未満	12,300円	8,000円	4,300円
残存有効期間同一旅券		12,300円	8,000円	4,300円

# 窓口のご案内

受け取りまでの日数：申請日を1日目として「土曜・日曜・祝休日・年末年始(12/29～1/3)」を除いて数えます。

⚠ 輸送障害等やむを得ない事情で受け取りまでの日数が延びる場合があります。(3ページ参照)

## ■ 市町村 及び 東三河広域連合が指定する窓口

◎一部の市町村で旅券申請・交付事務を行なっています。

受付時間は窓口により異なりますので、利用する窓口までお問い合わせください。

●次の市町に住民登録をしている方は、それぞれの市町が指定する窓口で申請及び受け取りができます。

受け取りまでの日数：12日目以降

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
一宮市	いちのみや駅ナカプラザ パスポート窓口	(0586) 85-7005	安城市	アンフォーレ証明・旅券窓口センター	(0566) 71-2266
瀬戸市	瀬戸市役所 市民課	(0561) 88-2590	西尾市	西尾市役所 市民課	(0563) 65-2195
半田市・常滑市 高浜市・阿久比町 南知多町・武豊町	クラシティ パスポートセンター	(0569) 23-8500	小牧市	小牧市役所 市民窓口課	(0568) 76-1125
春日井市	春日井市役所 戸籍住民課	(0568) 85-6142	東海市・知多市	パスポートセンター(東海市・知多市)	(0562) 51-3334
津島市	津島市役所 市民課	(0567) 24-1112	大府市	大府市役所 市民課	(0562) 45-6265
碧南市	碧南市役所 市民課	(0566) 95-9881	知立市	知立市役所 市民課	(0566) 95-0124
刈谷市	刈谷市役所 市民課	(0566) 95-0006	愛西市	愛西市役所 市民課	(0567) 55-7112
			美浜町	美浜町役場 住民課	(0569) 82-1111
			幸田町	幸田町役場 住民課	(0564) 63-5111

●次の市町村に住民登録をしている方は、東三河広域連合が指定する窓口で申請及び受け取りができます。

受け取りまでの日数：12日目以降（豊橋窓口で申請した場合は10日目以降）

東三河広域連合旅券センター					
豊橋市	田原市	豊橋窓口	(0532) 53-6680	田原窓口	(0531) 23-3511
豊川市	設楽町	豊川窓口	(0533) 89-9191	設楽窓口	(0536) 62-0519
蒲郡市	東栄町	蒲郡窓口	(0533) 66-1110	東栄窓口	(0536) 76-0501
新城市	豊根村	新城窓口	(0536) 23-7628	豊根窓口	(0536) 85-1313

## ■ 県の窓口

●上記以外の市町村に住民登録をしている方は、県の窓口で申請及び受け取りをしてください。

受け取りまでの日数：愛知県旅券センターで申請した場合 10日目以降

西三河及び豊田加茂各旅券コーナーで申請した場合 12日目以降

名称	愛知県旅券センター	西三河旅券コーナー	豊田加茂旅券コーナー
所在地	〒450-6015 名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ15階	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	〒471-0026 豊田市若宮町1-57-1 T-FACE A館7階
電話番号	(052) 563-0236	(0564) 27-0500	(0565) 34-2110
受付時間	申請 月曜～金曜 9:00～17:00 交付 日曜～木曜 9:00～17:00 金曜 9:00～18:30	月曜～金曜 9:00～17:00 月曜～金曜 9:00～17:00	月曜～金曜 10:00～17:00 月曜～金曜 10:00～18:00
休業日	土曜・祝休日(日曜日を除く※)・年末年始(12/29～1/3) ※日曜日は交付のみ	土曜・日曜・祝休日・年末年始(12/29～1/3)	土曜・日曜・祝休日・年末年始(12/29～1/3)

◎西三河及び豊田加茂各旅券コーナーで申請した場合は、申請したコーナーか愛知県旅券センターで受け取ることができます(愛知県旅券センターで申請した場合は、西三河及び豊田加茂各旅券コーナーでの受け取りはできません)。

・受け取りまでの日数は、申請したコーナーで受け取る場合と同じ12日目以降です。

・受取窓口は申請の際に選択していただきます。なお、一度選択した受取窓口は変更できません。